

第1章 地域計画作成の目的と位置付け

1 作成の背景と目的

(1) 背景

① 館林市におけるこれまでの文化財の保存・活用の状況

本市では、これまでの発掘調査の成果により旧石器時代から人々の生活の痕跡が確認されている。縄文時代には市内各地で集落が営まれ、様々な出来事や長い時間を経て、昭和29年(1954)に私たちが住む今日の館林市が誕生した。市内には、その長い歴史の中で育まれた数多くの貴重な文化財が残されており、地域共有の財産として、現在まで大切に守られてきた。

館林市では昭和46年(1971)に「館林市文化財保護条例」、平成30年(2018)に「館林市歴史文化基本構想」(以下、歴文構想)を制定するなど、文化財を守り、活かし、未来に引き継ぐため、所有者や多くの住民、国・県や関係機関などと協力し、様々な施策を実施してきた。

しかし、近年の社会情勢の変化に応じて、文化財の保存・活用に関するこれまでのあり方を再検討する必要性が生じている。文化財を確実に保存する一方で最大限に活用し、魅力あるものとして次世代に引き継ぐために、それらに対する考え方や活用に関する考え方を見直すことが求められている。

② 歴史文化基本構想の策定

今日まで受け継がれてきた文化財には、人口減少・少子高齢社会の進行に伴い、消滅・存続の危機を迎えているものが存在する。また、社会構造や経済情勢の急激な変化と、それに伴う生活様式の変容や価値観の多様化、住民要望やニーズの変化により、文化財の「保存」に関する捉え方も大きな転換点を迎えている。その一方で、文化財の持つ魅力をまちづくりや観光などの諸産業の振興に活用することも以前より求められることが多くなって来ている。本市においては、令和元年(2019)に文化庁によって認定された日本遺産「里沼(SATO-NUMA)」の取り組みがその代表例である。

大小の河川や沼などの豊かな水資源や、肥沃な大地に恵まれた館林市では、特色ある歴史文化が育まれ、多くの文化財が今に伝えられてきた。これらをこれからも守り、多様な人々が関わることでその価値を共有し、積極的な活用によって次世代につなぐ、新たな文化財保護のあり方を示すマスタープランの策定が必要とされていた。

こうした中で、平成29年(2017)11月、市内の経済団体やボランティア活動団体を発起人として、「館林つつじサポーターズ倶楽部」が設立され、国指定名勝「躑躅ヶ岡」のつつじの保護育成と、「躑躅ヶ岡」を中心としたストーリーで文化庁「日本遺産」認定を目指す動きが起こった。日本遺産認定を獲得するためには、市内の文化財を指定・未指定に関わらず広く掘り起こし、その周辺環境も含めた歴史文化を基に、新たな地域ストーリーを見出すことが必要とさ

れる。その作業は、まさに「歴文構想」策定の目的とも合致していたことから、平成30年度に教育委員会文化振興課で、歴文構想策定作業(担当：文化財係)と日本遺産認定申請(担当：市史編さんセンター)の二つを並行で進めることとなった。

まず、同年(2018)12月に「歴文構想」が策定された。この「歴文構想」においては、「館林市史」編さん事業によって新たに得られた文化財調査の成果を活かしながら、同事業の基本方針として掲げた、「水との関わり」や「県を越えた広域圏との関わり」といった地域特色と一致する、五つの「歴史文化の特性」と八つの「関連文化財群とストーリー」を設定した。

この「歴文構想」策定の過程で、「水辺遺産」というキーワード、「水辺と台地が育む風土」という歴史文化の特性、「沼辺・河川の利用と暮らし」の関連文化財群とストーリーから、市内にある複数の沼が地域の人々の暮らしと深く結びつき、人と自然との共生によって景観と生態系が維持されてきたことが再認識され、それを「里山」になぞらえて「里沼」と呼ぶことが提案され、翌令和元年(2019)の日本遺産『里沼(SATO-NUMA)』認定へと結実した。

③日本遺産「里沼(SATO-NUMA)」の認定

前項でも触れたように、日本遺産への認定申請の契機となったのは、平成29年(2017)11月の「館林つつじサポーターズ倶楽部」設立であった。

国指定名勝「躑躅ヶ岡」は、明治維新で一時荒廃したが、地元経済界を中心とした地域の人々の努力によって復興を遂げ、その後も公園整備が続けられ、昭和9年(1934)に国の名勝にして指定された経緯がある。こうした先人と同様に、地域住民の誇りである「躑躅ヶ岡」の古木の保護育成に努め、全国に誇れる「日本遺産」として未来に伝えようという思いを抱いた人々によって「つつじサポーターズ倶楽部」が結成され、その設立目標として、つつじの保護育成と国指定名勝「躑躅ヶ岡」の日本遺産認定の2点が掲げられた。

日本遺産のストーリーを組み立てるにあたり、市民や観光客を対象にアンケートを行い、評価の高かった「沼」や「自然」、「館林城と城下町の歴史」に関わる歴史文化を拾い上げた。また、「歴文構想」策定時に浮かび上がった「里沼」の概念や、人々が暮らす中で沼を活かし、沼に生かされてきた歴史文化を象徴する「里沼」文化に注目し、地域に受け継がれる有形・無形の文化財を組み合わせることで、「里沼(SATO-NUMA)」のストーリーが完成し、平成31年(2019)1月に、日本遺産への申請に漕ぎつけた。

「沼」に注目した希少性と、「沼」を活かした地域活性化にむけた計画が評価され、令和元年(2019)5月に、「里沼(SATO-NUMA)―「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化―」として日本遺産に認定された。

日本遺産認定は、「祈りの沼」(茂林寺沼)、「実りの沼」(多々良沼)、「守りの沼」(城沼)、「里沼のもてなし文化」(旧城下町)の各ストーリーに合わせた38件の構成文化財によるストーリーが認定された。その内訳は、指定・登録文化財が17件(国指定1件、県指定6件、市指定7

件、国登録有形文化財(建造物)が3件)である。また、未指定文化財は21件で、多々良沼や城沼、内陸古砂丘などの景観や、川魚料理や館林のうどん、麦落雁などの食文化も含まれている。

令和3年(2021)6月には認定内容が変更され、「蛇沼と間堀遺跡出土品」、「近藤沼(ホリアゲタ)」、「長良神社と館林城下町の総構え」、「織姫神社と館林紬」の、いずれも未指定の文化財である4件の構成文化財が、「祈りの沼」、「実りの沼」、「守りの沼」、「里沼のもてなし文化」の各章に1件ずつ追加され、日本遺産「里沼」の構成文化財の総数は42件となった。

(2)地域計画作成の目的と位置付け

①目的

平成30年度の「歴文構想」策定と、翌令和元年度の「里沼(SATO-NUMA)」の文化庁「日本遺産」認定により、本市の文化財をまちづくりやひとづくりの分野に直結させる必要性が高まってきた。

そこで、館林市に存在する文化財を文化財保護法に基づく指定や登録の有無に関わらず広く把握し、その総合的な保存・活用・継承を図ることを目的として、今回新たに「館林市文化財保存活用地域計画」(以下、「本計画」という)を作成することとした。

本計画は、文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画として、中・長期的なマスタープランと、計画に位置付ける具体的事業のアクションプランとしての二つの役割があり、計画作成にあたっては、文化財関係部局だけでなく庁内関係部局、文化財所有者・管理者、民間団体・地域活動者など、多様な主体が参加することで計画の詳細を検討した。

私たち館林市の住民がビジョンを共有することで、地域が一丸となって円滑に連携しながら文化財を守り、活かし、伝えていくための計画となることが期待されるほか、今回新たに文化財の防犯・防災を含めた管理体制の課題解決にも言及し、将来にわたってその価値と魅力を安全に保つための対策・体制の整備に取り組む。

②歴史文化基本構想との関係

本計画は、平成30年度に策定した「歴文構想」を踏襲するものである。歴文構想から誕生した「里沼」の概念は、令和元年5月の文化庁「日本遺産」認定*の契機となり、本市の歴史文化のマスタープランとしての意義を果たした。

しかしながら、その後の社会情勢の変化による本市の歴史文化を取り巻く環境や、「里沼」を活かしたまちづくりも積極的に展開されていることから、本計画においては歴文構想での言及が弱かった「ひとづくり」・「まちづくり」までを新たな領域として設定し、行政(市・県・国)のみならず文化財所有者や関係団体、民間事業や住民・地域を主体者とした具体的事業を明確に位置付け、地域が一体となって歴史文化の振興を図る。

本計画には二つの役割があり、一つ目は、ビジョンの実現に向けた中・長期的な基本方針＝

マスタープランとしての側面である。二つ目は、マスタープランに基づいて計画期間内に実施する具体的事業＝アクションプランとしての側面である。歴文構想ではマスタープランのみの記載にとどまったが、本計画では歴文構想を踏襲しながら、各分野のアクションプランも明記する。

②地域計画の位置付け

本計画は、「館林市第6次総合計画」(以下、総合計画)、「第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を上位計画として作成する。総合計画においては、将来都市像として「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち館林」を掲げ、「基本目的Ⅲ 育てる幸せを感じ 生涯にわたり互いに学び続ける 家庭と文化を築くまち」を達成するため、「地域の歴史や伝統、芸術や文化に誇りをもち、魅力ある文化を育み、心豊かに暮らせるまちになる」ことを施策目的の一つとしている。その目的達成のための施策方向性として、次の四つを挙げている。

3 郷土の歴史文化を学ぶ機会の充実

郷土の歴史や文化について、市民が学び興味を持つ機会の充実を図ります。

4 歴史文化の活用

学習や観光、産業の振興など、歴史文化の魅力をまちづくりの様々な分野で生かします。

5 文化財の保護・継承環境の整備

文化財の保護・継承に必要な施設や設備、制度を市民とともに整備します。

6 日本遺産を活用した地域の魅力発信や環境整備

日本遺産認定に伴い、郷土の歴史文化の魅力を発信し、観光・産業振興などの分野に活かせるよう環境整備をします。

〔※見出しのNoは「総合計画」抜粋ママ〕

また本計画は、文化財保護法第183条の3や群馬県の文化財分野の基本計画である「群馬県文化財保存活用大綱」、「館林市教育大綱・館林市教育行政方針」等の上位計画、市の総合計画に基づいて策定された「館林市都市計画マスタープラン」等の各分野の計画・指針と整合・連動しながら、個別文化財の保存活用計画策定や、保存・活用分野での各種事業の展開を図るものである。

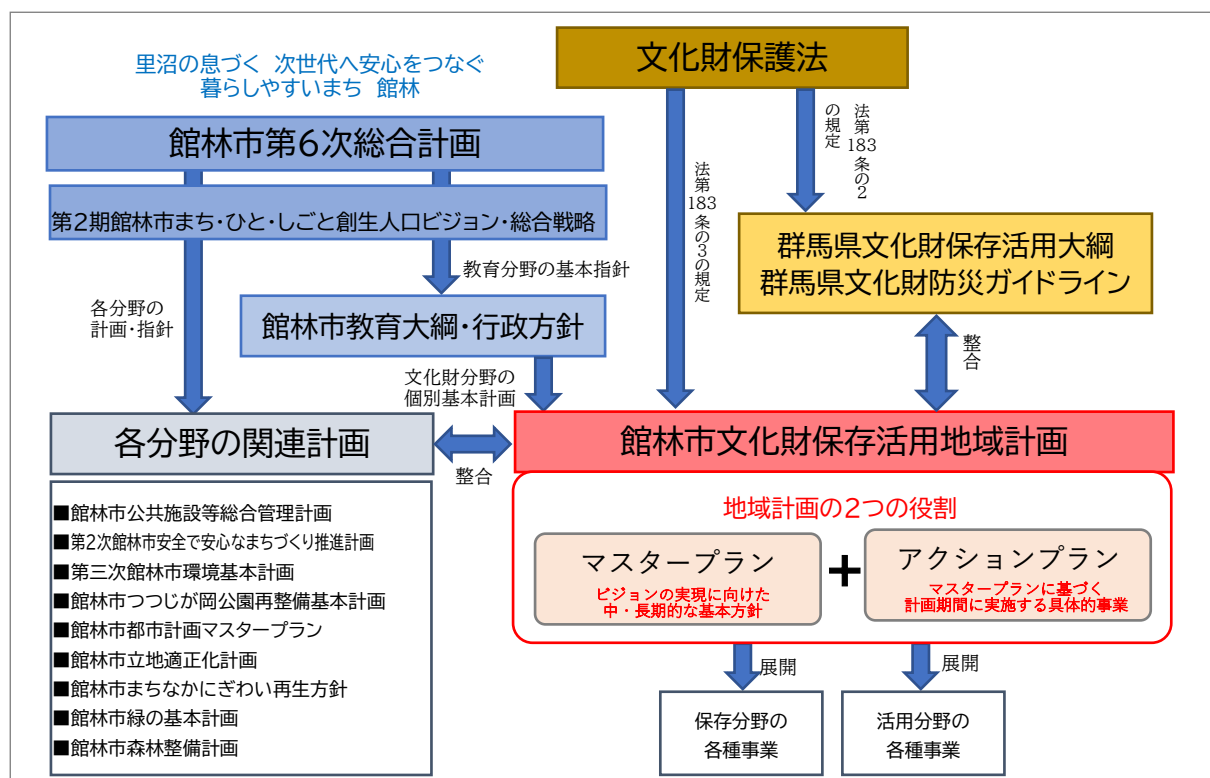


図 1-1 館林市文化財保存活用地域計画の位置付け

③関連計画

本計画に関連する計画は下記のとおりである。

上位計画		
区分	計画・方針名 (計画期間)	概要
県	群馬県文化財保存活用大綱 (令和3年度(2021年度)～ 概ね5年ごとに見直し)	「歴史文化を知って守り、活かし伝える、魅力あふれる郷土ぐんま」を基本理念として策定された。文化財の把握と保存管理、市町村・地域住民・学校教育との連携、地域づくりへの活用、人材の育成、活用と情報発信の強化等を基本方針として定めた。特に第5章では県内市町村への支援の方針を位置付け、文化財の保存と継承に向けた取組みを明記している。
県	群馬県文化財防災ガイドライン (令和4年度(2022年度)～ 毎年点検・必要に応じて更新)	「群馬県文化財保存活用大綱」で掲げた未指定文化財を含めた文化財の防災を推進するため、文化財所有者・管理団体、行政機関、民間団体や地域住民等との連絡・協力体制の構築を目的として示された、文化財防災に関する指針である。
市	館林市第6次総合計画 (第2期館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略) (令和3年度～12年度) (2021年度～2030年度)	将来都市像として「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ暮らしやすいまち 館林」を掲げ、「Ⅰ安全と環境」・「Ⅱ福祉と健康」・「Ⅲ子育てと学び」・「Ⅳ経済と都市」・「Ⅴ行政経営」の5分野での施策目的・方向性を定めている。
市	館林市教育大綱 (令和8年度～12年度) (2026年度～2030年度) 館林市教育行政方針 (毎年更新)	館林市教育大綱は、国や群馬県教育振興基本計画を参酌しつつ、館林市第6次総合計画を最上位計画として理念を共有して策定され、館林市教育行政方針は、この大綱に基づいた実施計画に位置付けている。

市の各分野における関連計画		
担当課	計画・方針名 (計画期間)	概要
財政課	館林市公共施設等総合管理計画 (令和4年度(2022年度)～ 概ね5年ごとに見直し)	公共施設等の全体の状況を把握し、計画的に更新・統廃合・長寿命化などを実施することにより、公共施設の適正な配置や財政負担の軽減・平準化を図り、行政サービスの水準を確保することを目的として、公共施設等の維持管理の基本的な方針を定めた計画である。
安全安心課	第2次館林市安全で安心なまちづくり推進計画 (平成28年度～令和7年度) (2016年度～2025年度)	市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的として策定された「館林市安全で安心なまちづくりを推進する条例」に基づき、今後の本市の安全で安心なまちづくりの総合的な推進を図るため、基本的な取り組みの方向性を示す計画である。
地球環境課	第三次館林市環境基本計画 (令和2年度～11年度) (2020年度～2029年度)	館林市環境基本条例第7条に基づき、市の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画である。
つつじのまち観光課	館林市つつじが岡公園再整備基本計画 (令和4年度(2022年度)～)	国指定名勝「躑躅ヶ岡」を含むつつじが岡公園と隣接する城沼を含めた館林の沼辺文化が、令和元年度に「里沼」として文化庁「日本遺産」に認定された。 本計画はこれを契機として、既存公園区域の更なる活用促進を図るとともに、平成29年から運営を休止しているサイクリングターミナル再開や未供用公園用地の活用も含めた魅力向上を目的して策定された計画である。
都市計画課	館林市都市計画マスタープラン (令和3年度～22年度) (2021年度～2040年度)	都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する方針で、「館林市第6次総合計画」や県が定める「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して、都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにし、市の都市計画に関する基本的な方針となるもので、用途地域や市街地開発事業等、市が定める個別の都市計画の決定や変更などの根拠となる。
都市計画課	館林市立地適正化計画 (平成31年度～11年度) (2019年度～2029年度)	館林市立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの、都市の骨格を形成する機能について、様々な分野間の調整を図りながら、コンパクトなまちづくりの実現に向けた誘導方針や具体的な施策を示す計画である。
区画整理課	館林市まちなかにぎわい再生方針 (令和3年度(2021年度)～)	館林市の中心市街地においては人口減少や郊外化進行によるまちなか空洞化が拡大している。市の財政状況も逼迫していることから、まちなかの再生・集約型都市構造への転換を目指して策定された方針である。
緑のまち推進課	館林市緑の基本計画 (令和6年度～15年度) (2024年度～2033年度)	都市緑化法第4条に基づく、緑の適正な保全・緑化に関する基本的な計画で、農地や森林、河川、都市公園等の緑をどのように維持・管理・活用するかを定め、緑のまちづくりを進めていくための指針となる計画である。
緑のまち推進課	館林市森林整備計画 (令和4年度～13年度) (2022年度～2031年度)	森林法第10条の5に規定される市町村森林整備計画として、地域の貴重な平地林である多々良・堀工の両保安林の保全等を含む森林整備について、群馬県が策定する地域森林計画(利根下流域地域森林計画)に整合するかたちで市が5年毎に策定している計画である。

(3)計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025)から、令和16年度(2034)の10年間とする。

この間、総合計画・教育大綱の改定により、本計画を見直す場合がある。なお、「計画期間の変更」や「市内文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更」のほか、「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」がある場合は、計画の再認定を文化庁長官に申請する。また、上記以外の軽微な変更が生じた場合には群馬県及び文化庁に情報提供する。

年度(令和)		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
館林市文化財保存活用地域計画 【令和7年度(2025)～16年度(2034)】		開始	→	→	→	→	→	→	→	→	終了
館林市第6次総合計画 (第2期館林市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略) 【令和3年度(2021)～12年度(2030)】		→	→	→	→	→	→	改定	→	→	→
館林市教育大綱 【令和8年度(2026)～12年度(2030)】		→	改定	→	→	→	→	改定	→	→	→
館林市都市計画マスタープラン 【令和3年度(2021)～22年度(2040)】		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
館林市立地適正化計画 【平成31年度(2019)～令和11年度(2029)】		→	→	→	→	→	改定	→	→	→	→
群馬県文化財保存活用大綱 【令和3年(2021)～】 (概ね5年ごとに見直し)		→	改定	→	→	→	→	改定	→	→	→
群馬県文化財防災ガイドライン 【令和4年(2022)～】 (毎年点検・必要に応じて更新)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(まちづくり その他の 関連の動き)	日本遺産「里沼」地域活性化計画 (令和元年(2019)～6年(2024)まで) (以後、3年ごとに見直し)	再審査	→	→	再審査	→	→	再審査	→	→	再審査
	中央通り線整備事業 【平成28年度(2016)～ 令和11年度(2029)】	→	→	→	→	完了					
	都市再生整備計画(館林駅東地区) 【令和5年度(2023)～ 8年度(2026)】	→	完了								
	館林市公共施設等総合管理計画 【令和4年(2022)～】 (概ね5年ごとに見直し)	→	→	改定	→	→	→	→	改定	→	→

図 1-2 館林市文化財保存活用地域計画と関連する主な市・県の計画期間など

(4)本計画で使用する用語について

①「文化財」

「文化財」とは、人々の生活や暮らしの中で創出・継承されてきた、有形又は無形の文化的所産を広く含み、地域における文化を語る根拠となるものを指す。文化財保護法は、「文化財」について、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6類型（第2条）と、埋蔵文化財(第92条)および、文化財の保存技術(第147条)を保護の対象としている。

本計画では、文化財保護法に基づく文化財の指定・登録*の有無を問わず、館林市域に存在し、その歴史・文化・風土などで地域の特性を育み、現在に伝える全ての資(史)料・芸能・風習・地形・動植物などを指して「文化財」とする。

*文化財保護法で規定する保護措置には指定・選定・登録・記録選択があるが、館林市では指定・登録のみのため、本計画では「指定・登録」という記述を用いる。

②「調査済文化財」と「未調査文化財」

「文化財」の保存・活用を進めるためには、調査の結果をきちんと台帳・目録**として整備した上で、一般に公開・共有することが重要である。

したがって、「文化財」のうち、台帳が整備され、公開・共有されることでその存在が広く認知されているものを「調査済文化財」とし、台帳が作成されているが公開・共有されていないもの、所在そのものが知られていないものを「未調査文化財」と区分する。

**ここで言う台帳とは、任意のリストではなく制度化された公的な台帳を指す。

③「指定・登録文化財」と「未指定・未登録文化財」

「調査済文化財」のうち、特に歴史上、芸術的・学術的価値が高く重要なもの、保護すべきものとして評価され、国・群馬県・館林市が指定・登録し「文化財」を「指定・登録文化財」とする。「文化財」であっても、未だ「価値づけ」がなされていない状態で、国・群馬県・館林市によって指定・登録の保護措置が図られていないものを「未指定・未登録文化財」と区分とする。

④「歴史文化資源」と「館林市の歴史文化」

さらに、文化財保護法第2条、第92条、第147条の定義では把握したり分類したりすることのできない、「文化財」を取り巻く自然環境や景観、「文化財」を支える人々の活動・技術・用具、「文化財」に関する伝承・伝説などを「歴史文化資源」とする。館林市の歴史文化は、里沼に息づく歴史文化との関連が深いものが多いことから、「歴史文化資源」の多くは「里沼文化資源」と位置付けることができる。

そして、「文化財」を生み出した「歴史文化資源」が一体となって歴史的に培われてきた地域の特性を「館林市の歴史文化」とする。第4章で後述する、「館林市の歴史文化」は沼と沼辺で育まれてきた経緯を踏まえ、「里沼文化」と言い換えることができる。

本計画では、これまでの調査や研究により、文化財としての価値が明確になっているもの(⇒「指定・登録文化財」)だけでなく、所在や現況調査が実施されているが指定・登録されていないものや、指定・登録に向けた調査や価値づけがなされていないために、廃棄・滅失・亡失・散逸した場合にその記録が残らない可能性があるもの(⇒「未指定・未登録文化財」)、その存在すら認知されておらず、廃棄・滅失・亡失・散逸の可能性が高く、その場合は記録や記憶さえも全く残らないもの(⇒「未調査文化財」・「歴史文化資源」)も含めて地域全体で保存・活用することに重点を置き、具体的なアクションプランを検討していくものとする。

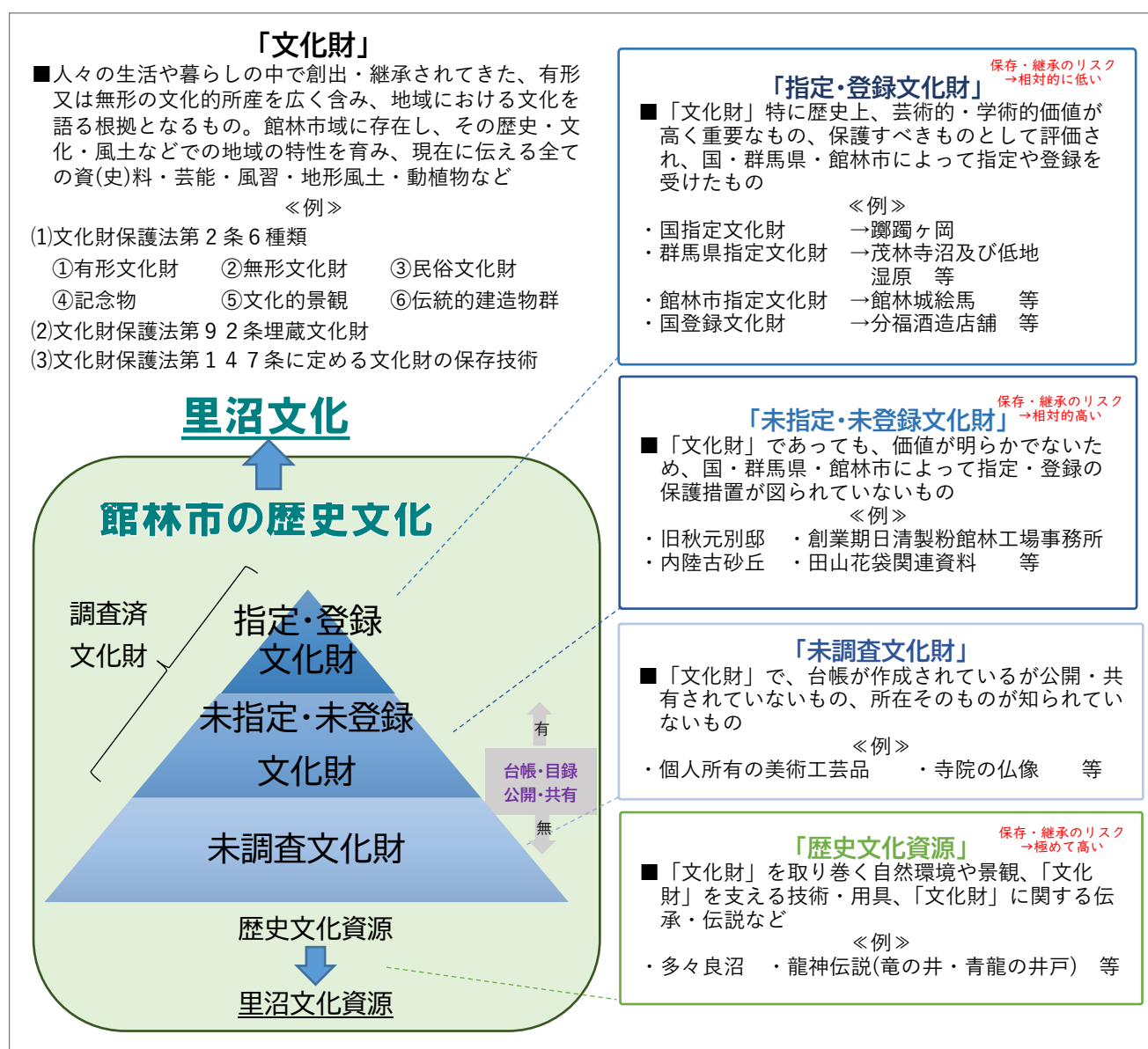


図1-3 本計画で使用する用語

2 作成の経過

(1) 実施体制

本計画作成にあたって、館林市教育委員会文化振興課が事務局となり、館林市文化財保存活用地域計画協議会(以下、「協議会」という)を組織した。委員は、学識経験者や文化財所有者・管理者のほか、地域活動団体の代表、群馬県地域創生部文化財保護課長、館林市役所関係部局の課長で構成し、多様な立場から幅広く意見を得た。

また、協議会とは別に、委員2名と事務局からなる本計画の素案作成を目的とする作業部会(以下、「作業部会」という)を設置した。

作成にあたっては、館林市文化財保護審議会に進捗を報告し、随時、指導助言を受けた。

館林市文化財保存活用地域計画協議会委員

氏 名	所属・役職	備考
蟹江 好弘	足利大学名誉教授(都市計画) 館林市都市計画審議会委員(副会長)	令和5年1月6日逝去
三田 正信	館林市文化財保護審議会委員(歴史)	委員長
市橋 一郎	足利市文化財専門委員会委員長 館林市文化財保護審議会委員(考古)	副委員長 作業部会委員
前澤 和之	群馬県文化財保護審議会専門委員(歴史資料) 館林市史編さん専門委員会委員 館林市「日本遺産」推進協議会委員	
築瀬 大輔	群馬県立女子大学群馬学センター教授 群馬県文化財保護審議会専門委員(防災) 群馬歴史資料継承ネットワーク代表 館林市史編さん専門委員会委員	
猪熊 妙子	前館林市教育委員会委員	
多田 征訓	館林商工会議所 副会頭	
毛塚 いつ子	毛塚記念館(国登録有形文化財「分福酒造店舗」)館長	
須永 治男	上三林ささら保存会会長	
岡屋 英治	館林市文化財保護審議会委員(文化財活用) 日本遺産「里沼」地域プロデューサー 館林市史編さん専門委員会委員	作業部会長
植松 啓祐	群馬県地域創生部 文化財保護課長(令和6年3月まで)	
石橋 幸子	群馬県地域創生部 文化財保護課長(令和6年4月より)	
田口 真樹	館林市 政策企画部 企画課長(令和6年3月まで)	
新井 孝行	館林市 政策企画部 企画課長(令和6年4月より)	
落合 利充	館林市 総務部 安全安心課長(令和6年3月まで)	
新井 和也	館林市 市民環境部 地球環境課長(令和6年3月まで) 館林市 総務部 安全安心課長(令和6年4月より)	
堀越 宏幸	館林市 市民環境部 地球環境課長(令和6年4月より)	
杉浦 孝臣	館林市 経済部 産業政策課長	
鈴木 匡	館林市 経済部 つつじのまち観光課長(令和6年3月まで)	

清水 幸雄	館林市 経済部 つつじのまち観光課長（令和6年4月より）	
吉田 智之	館林市 都市建設部 都市計画課長（令和6年3月まで）	
鈴木 浩一郎	館林市 都市建設部 都市計画課長（令和6年4月より）	
廣澤 篤行	館林市 教育委員会 生涯学習課長	

事務局

氏 名	所属・役職
川島 健治	館林市教育委員会 教育長
始澤 勝也	館林市教育委員会 教育次長（令和6年3月まで）
戸叶 俊文	館林市教育委員会 教育次長（令和6年4月より）
中村 豊	館林市教育委員会 文化振興課長
吉村 昭和	館林市教育委員会 文化振興課 文化財係長
奈良 純一	館林市教育委員会 文化振興課 文化財係 主任
田沼 美樹	館林市教育委員会 文化振興課 文化財係 主任
阿部 弥生	館林市教育委員会 文化振興課 日本遺産推進係長（令和6年3月まで）
荒井 栄次郎	館林市教育委員会 文化振興課 日本遺産推進係長（令和6年4月より）
松本 豪人	館林市教育委員会 文化振興課 日本遺産推進係 係長代理（令和6年4月より）
岩瀬 宇	館林市教育委員会 文化振興課 日本遺産推進係 主任
神藤 圭吾	館林市教育委員会 文化振興課 日本遺産推進係 主事補
井坂 優斗	館林市教育委員会 文化振興課 市史編さんセンター 主任
岡屋 紀子	館林市教育委員会 文化振興課 市史編さんセンター 専門指導員

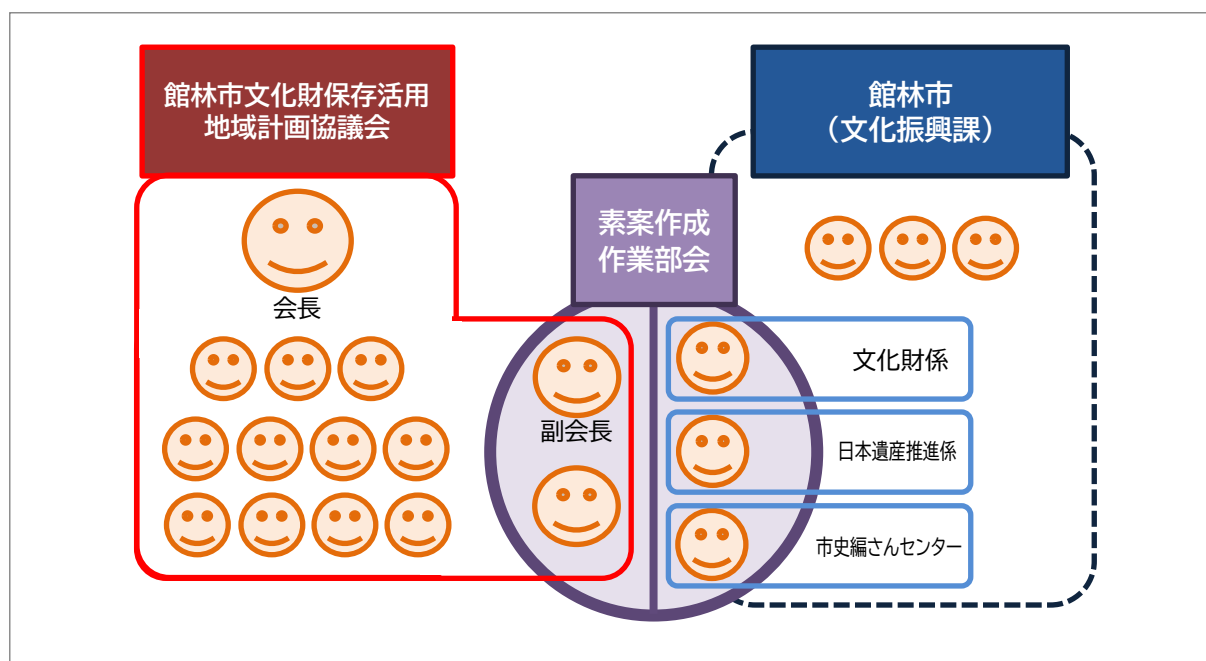


図 1-4 実施体制

(2)協議会による計画作成の経過

本計画作成にあたっては、定期的に協議会を開催し、進捗状況の報告、計画の方針や具体的措置及び具体的事業などの内容詳細について、協議を行った。

① 協議会設立までの動き

協議会設立までの間、事務局である館林市教育委員会文化振興課では館林市文化財保護審議会への報告をはじめ、地域計画作成の重要性を伝えるための講演会、市内各地区における住民参加型ワークショップを展開した。また、協議会設立に向けた規則制定などの事務手続きを進めるほか、協議会のありかたや委員選定等について、文化庁や群馬県文化財保護課と協議を行った。

協議会設立以前

期 日	内 容
令和2年(2020)12月25日	館林市文化財保護審議会への報告(地域計画作成着手)
令和3年(2021)1月12日	文化庁アドバイザー派遣事業「未来に伝えよう 館林の歴史と文化」 ・基調講演「地域の文化遺産を守り活かすために」 西村幸夫氏 ・対談 西村幸夫氏 × 前澤和之氏
令和3年(2021)2月22日	ワークショップ「地域の宝を見つけよう」① 「矢場川が育んだ歴史と文化～常楽寺と木戸町の文化財～」
令和3年(2021)2月28日	ワークショップ「地域の宝を見つけよう」② 「渡良瀬川と共に生きる～大島町上新田・岡里地区の文化財～」
令和3年(2021)3月7日	ワークショップ「地域の宝を見つけよう」③「館林城を歩く」
令和3年(2021)3月14日	ワークショップ「地域の宝を見つけよう」④「城下町を歩く」
令和3年(2021)3月14日	館林市文化財保護審議会への報告(ワークショップ事業等)
令和4年(2022)6月15日	文化庁との協議①
令和4年(2022)6月15日	館林市文化財保存活用地域計画協議会規則制定
令和4年(2022)11月24日	第1回館林市文化財保存活用地域計画協議会



写 1-1 文化庁アドバイザー派遣事業



写 1-2 ワークショップの様子

② 協議会の動き

令和4年(2022)11月24日に第1回「館林市文化財保存活用地域計画協議会」を開催し、委員長・副委員長・作業部会委員を選出した。以降、令和6年(2024)8月2日の最終回まで8回の協議会を開催し、本計画作成に取り組んだ。なお、各回での主な協議・検討事項は下記一覧のとおり。

協議会での主な協議・検討事項

[illegible]

	主な協議・検討事項など													
章立て	一	一	1	2	3	4	4	5	6	6	7	一	一	一
館林市文化財保存活用地域計画 協 議 会	目的・工程提示	構成案提示	用語の定義・関連計画	現況・特徴整理	文化財の概要・把握の方針	歴史文化の特性	「里沼文化」とストーリー	基本方針・具体的措置	具体的事業	重点プロジェクト	計画実現に向けて	素案確認	意見徴取(パブリックコメント)	庁内手続
第 6 回協議会[書面] (令和 5 年 (2023) 1 2 月 1 1 ～ 1 8 日)														
第 11 回作業部会 (令和 5 年 (2023) 1 2 月 2 6 日)														
第 12 回作業部会 (令和 6 年 (2024) 2 月 5 日)														
第 13 回作業部会 (令和 6 年 (2024) 2 月 2 2 日)														
第 7 回協議会 (令和 6 年 (2024) 2 月 2 6 日)														
文化庁調査官現地指導 (令和 6 年 (2024) 2 月 2 8 日)														
庁内手続き (令和 6 年 (2024) 6 月 1 9 ～ 2 4 日)														
市議会へ計画案配布[報告] (令和 6 年 (2024) 6 月 2 4 日)														
文化財保護審議会 (令和 6 年 (2024) 7 月 1 日)														
パブリックコメント (令和 6 年 (2024) 7 月 5 ～ 1 8 日)														
第 8 回協議会 (令和 6 年 (2024) 8 月 2 日)														
文化財保護審議会 (令和 6 年 (2024) 8 月 9 日)														
教育委員会[報告] (令和 6 年 (2024) 8 月 2 7 日)														
文化庁申請 (令和 6 年 (2024) 1 1 月●日)														
文化庁認定 (令和 6 年 (2024) 1 2 月●日)														



写 1-3 協議会の様子①



写 1-4 協議会の様子②